

## 香川県教育センターの物品の貸付けに関する取扱要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、学校の教育活動を支援するため、香川県教育センター（以下、「教育センター」という。）の物品を学校等に対して貸し付ける場合の取扱いについて定めるものとする。

### (物品の貸付)

第2条 前条に規定する物品の貸付けは、教育センターの業務に支障がない場合に行うものとし、無償貸付とする。

### (貸付の申込)

第3条 香川県教育センターの物品の借入れを希望する者は、物品借入申込書（別紙1）を香川県教育センター所長（以下、「所長」という。）に提出しなければならない。

### (貸付の決定)

第4条 所長は、前条の申込があったときは内容を審査し、貸付けを決定した場合は、物品貸付通知書（別紙2）により通知するものとする。

### (貸付期間)

第5条 貸付期間は、原則として2週間以内とする。

2 物品の貸付けを受けた者（以下「借入者」という。）は、所長が教育センターの事業の実施に必要があるとして貸し付けた物品（以下、「貸付物品」という。）の返却を求めたとき、又は借入者がこの要項に定める義務を履行しないと認めるときは、前項の貸付期間内であっても速やかに返却しなければならない。

### (貸付物品の引渡し)

第6条 貸付物品の引渡しは、物品貸付簿（別紙3）により行う。

### (経費の負担)

第7条 貸付物品の受取り及び返却並びに維持管理に要する経費は、借入者が負担する。

### (権利の譲渡の禁止)

第8条 借入者は、所長の承認を得ずに貸付物品を使用する権利を第三者に譲渡し、貸付物品を転貸し、又は貸付物品の使用目的を変更してはならない。

### (使用上の制限)

第9条 借入者は、貸付物品を善良なる管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

### (使用上の損傷)

第10条 借入者は、その責に帰すべき事由により当該物品を滅失し、又はき損したときは、原状に回復しなければならない。

### (雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、所長が定める。

#### 附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要項は、平成24年6月1日から施行する。